

	山口市	旧山口市	旧徳地町	旧秋穂町	旧小郡町	旧阿知須町	旧阿東町
地域指定年度		昭和 47 年度	昭和 46 年度	昭和 45 年度	昭和 47 年度	昭和 47 年度	昭和 44 年度
計画策定年度		昭和 48 年度	昭和 49 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度	昭和 48 年度	昭和 46 年度
計画見直し年度		昭和 56 年度	昭和 55 年度	昭和 51 年度	昭和 53 年度	昭和 61 年度	昭和 50 年度
		昭和 60 年度	昭和 60 年度	昭和 55 年度	昭和 61 年度	平成 17 年度	昭和 56 年度
		昭和 63 年度	平成 3 年度	平成元年度	平成 9 年度		昭和 61 年度
		平成 6 年度	平成 14 年度	平成 10 年度			平成 8 年度
		平成 11 年度		平成 16 年度			
	平成 20 年度						
	平成 24 年度						
	令和 7 年度						

山 口 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 書

令 和 7 年 7 月

山 口 県 山 口 市

目 次

	ページ
第1 農用地利用計画 -----	1
1 土地利用区分の方向-----	1
(1) 土地利用の方向-----	1
ア 土地利用の構想-----	1
イ 農用地区域の設定方針-----	3
(2) 農業上の土地利用の方向-----	5
ア 農用地等利用の方針-----	5
イ 用途区分の構想-----	6
ウ 特別な用途区分の構想-----	20
2 農用地利用計画-----	21
第2 農業生産基盤の整備開発計画 -----	22
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向-----	22
2 農業生産基盤整備開発計画-----	33
3 森林の整備その他林業の振興との関連-----	34
4 他事業との関連-----	34
第3 農用地等の保全計画 -----	35
1 農用地等の保全の方向-----	35
2 農用地等保全整備計画-----	35
3 農用地等の保全のための活動-----	36
4 森林の整備その他林業の振興との関連-----	37
第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 ---	38
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向--	38
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標-----	38
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向-----	41
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための 方策-----	41
3 森林の整備その他林業の振興との関連-----	43
第5 農業近代化施設の整備計画 -----	44
1 農業近代化施設の整備の方向-----	44
2 農業近代化施設整備計画-----	45
3 森林の整備その他林業の振興との関連-----	45

第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	46
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	46
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	46
3	農業を担うべき者のための支援の活動	46
4	森林の整備その他林業の振興との関連	47
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	48
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	48
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	49
3	農業従事者就業促進施設	49
4	森林の整備その他林業の振興との関連	49
第8	生活環境施設の整備計画	50
1	生活環境施設の整備の目標	50
2	生活環境施設整備計画	50
3	森林の整備その他林業の振興との関連	50
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	50
第9	付図	51
1	土地利用計画図（付図1号）	51
2	農業生産基盤整備開発計画図（付図1号）	51
3	農用地等保全整備計画図（付図1号）	51
別記	農用地利用計画	52
(1)	農用地区域	52
ア	現況農用地等に係る農用地区域	52
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	53
(2)	用途区分	54

第 1 農用地利用計画

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(ア) 地域の位置

本市は、本州西端にある県のほぼ中央に位置し、南は瀬戸内海に面し、東は防府市と周南市、西は美祢市、宇部市、北は萩市、島根県津和野町、吉賀町に接している。

東西が約 46km、南北が約 60km、面積が約 1,023.23 km²であり、山地が 70.7% に当たる 724k m²、丘陵・台地は 14.3% に当たる 147k m²、低地は 11.7% に当たる 120k m²を占めている。

(イ) 自然条件

沿岸から内陸部に入るに従い、瀬戸内海沿岸気候域から内陸山間部気候域へと気温が低くなる傾向にあり、平成 2 年(1990 年)から令和 3 年(2021 年)の年間平均気温は 15.6℃、年間降水量は 1,927.7mm(気象庁発表)である。

本市の地勢は、北部の山地、中部の盆地、南部の平地、干拓地からなり、北部及び市縁辺部の山地から端を発する榎野川及び佐波川が盆地、南部の臨界平野を経て瀬戸内海に流れ込み、阿武川が阿東地域を経て、萩市より日本海へ注いでいる。近世から現在に至るまで数多くのため池の整備が進められ、農業用水の貴重な水源となっている。一方で、榎野川水系の一の坂川ダム及び荒谷川ダム、佐波川水系及び佐波川ダムや島地川ダム、阿武川水系の生雲ダムにより水源の開発が行われており、安定的な用水の確保が図られている。

(ウ) 土地利用の現況

本市の市域のうち 58,897ha(57.6%)が農業振興地域の指定を受けている。本市の土地利用のあり方は、地理的要因等により地域により異なっている。南部は、稲作を中心とした土地利用型農業が中心で、大規模開拓地を利用して野菜も栽培されている。北部及び東部は、中山間地域が存在し、急傾斜で狭く不整地な農地が多く見受けられ、山際や谷から耕作放棄地化が拡大してきている。

また、都市計画区域は、山口地域、小郡地域、秋穂地域、阿知須地域の 4 地域に分かれて指定されている。

(エ) 人口及び産業の見通し

a 人口の推移

令和 2 年国勢調査によると、本市の人口は、193,966 人、世帯数は 87,094 世帯となっており、山口県全体の人口に占める割合は約 14.5% である。県全体では、平成 27 年から令和 2 年の伸び率は約 4.5% 減少しているのに対し、本市は、約 1.8% の減少に留まっている。

b 産業の推移と動向

令和 2 年国勢調査によると、本市の就業人口は、合計 92,119 人(全人口の

47.5%) となっている。これを産業別（大分類）にみると、第 1 次産業は、3,975 人（4.3%）、第 2 次産業は 15,767 人（17.1%）、第 3 次産業は、71,456 人（77.6%）となっている。平成 27 年（2015 年）から令和 2 年（2020 年）までの伸び率をみると、第 1 次産業、第 2 次産業の就業者人口が減少しているが、第 3 次産業の就業人口は増加傾向にあり、今後もこの傾向で推移するとみられる。

(オ) 将来の他用途土地利用の方向

農地は、我が国の農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集团的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、「農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）（以下「農振法」という。）」に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持、保全し、かつ、その有効利用を図る。

こうした中、本市では、農用地区域が転用を原則として認めない区域であることや、非農業的土地利用を極力農用地区域外に誘導する国の基本的な方針を踏まえつつ、第二次山口市総合計画の都市政策の柱である「個性と安心の 21 地域づくり」における地域拠点の土地利用の方向性として、少子高齢化や人口減少の進展により、営農活動の維持、継続が困難になると予測される地域において、新たな農業就業者の確保や農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮に向けた定住促進を図ることが農業振興施策の推進に必要なかつ適当と判断し、「山口市農山村エリア居住促進計画」に位置付ける居住促進を図る区域（地域拠点形成促進区域）での居住地の確保に取り組むこととする。同時に、こうした人口転出超過の抑制に直接的に関連しない他用途の不要不急の土地利用の抑制を図る。

(カ) 地域農業生産の確保を図るために必要な農用地の確保について

本市の農業振興地域においては、地域農業生産の確保を図るため、生産の合理化が可能な集团的に存在する農地を中心に可能な限り維持、確保、保全に努めるとともに、中心経営体への利用集積を図ることで農地の流動化に努め、経営規模の拡大並びに生産性の向上を推進する。あわせて、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動等が行われることにより生じる多面的機能が適切に発揮されるよう環境の保全に努めていく。

(キ) 農業用施設用地の確保について

農業用施設は、農業者自らの農業生産活動に必要な不可欠なものであるが、無秩序に施設が設置されると、周辺農地の営農に支障を及ぼすことが懸念されることから、地域の営農にとって必要な農業用施設用地は、当該施設の必要性和周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないことについて協議し、農業経営基盤強化法（昭和 55 年法律第 65 号）（以下「基盤法」という。）第 6 条に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）に位置付けることで、農用地の効率的かつ総合的な利用を図る。

第 1 (農用地利用計画)

なお、土地の用途間の移動については、次表のとおりとし、将来において必要な農業生産を確保するものとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (R7年)	8,584	14.6	42	0.1	40,049	68.0	1,665	2.8	102	0.2	8,455	14.3	58,897	100.0
目標 (R12年)	8,399	14.3	45	0.1	40,074	68.0	1,689	2.9	123	0.2	8,567	14.5	58,897	100.0
増減	△185		3		25		24		21		112		0	

(注) 1 資料：市資料

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある都市計画法の用途地域、規模の大きな森林の区域等を除いた区域に存在する現況農用地 8,853.6ha のうち、a～c に該当する農用地 7,406.2ha について、農用地区域を設定する。

a 集団的に存在する農用地（農振法第 10 条第 3 項第 1 号）

10ha 以上の集団的な農用地（農振法施行令第 6 条）

集団的に存在する農用地は、農用地が連たんすることによる農作業の効率性等の面から、優良な農用地として農用地区域とする。このことから、その集団性の規模の判断に当たっては、優良な農用地を今後とも良好な状態で確保することとする。このため、小規模の連たんする農用地の間に道路、鉄道その他の施設、河川、がけその他の地形、地物等があっても通作等に支障が生じないものである場合には、一団の農用地とする。

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地（農振法第 10 条第 3 項第 2 号）

・土地改良事業

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業

・これに準ずる事業

客土、暗渠排水、床締、深耕、礫の除去、心土破砕、切り盛り等

・施行に係る区域

土地改良事業等の事業を施行した地域の土地と、事業によって利益を受けている土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地における農業上の利用を確保することが必要な土地（農振法第 10 条第 3 項第 5 号）

・果樹等を地域の特産物とし、産地の形成上確保しておくことが必要な農地

・高収益をあげている野菜や花きのハウス団地

・国が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地

・土地改良区が一定区域を定め、土地原簿に掲載されている土地

- ・ 農業生産基盤整備事業の実施又は実施が予定されている土地
 - ・ 多面的機能支払制度による農地維持活動などの対象地及び締結を予定している地域の農地
 - ・ 中山間地域等直接支払制度の対象地域内で集落協定を締結している地域及び締結を予定している地域の農地
 - ・ 農山漁村活性化法第 5 条第 2 項第 2 号ニに規定する農用地の保全を図るための当該農用地の管理及び農用地の農業上の利用を確保するための当該農用地の周辺の土地の利用に関する事業の用に供する土地
 - ・ 周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地
 - ・ 地域計画の区域内にある土地
 - ・ 基盤法第 12 条第 1 項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体 (以下「認定農業者」という。)、特定農業法人及び特定農業団体に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
 - ・ 都市住民の農業理解を深めるためのいわゆる棚田オーナー制度の対象地
- なお、農用地区域に設定しない農用地であっても、経済事情の変動その他情勢の推移に応じて、当該土地の農用地としての優良性や整備の可能性を検討し、農用地区域として活用することが、その地域の効率的かつ総合的な農業振興に資すると判断できる場合には、農用地区域への編入を進める。

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、次の a 又は b に該当する施設の用に供される土地を農用地区域に設定する。

- a (ア) の農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある次のもの
- ・ 土地改良事業で整備された法定外道水路、堤塘
 - ・ 土地改良事業で整備された土地改良区所有又は管理する道水路、堤塘
- b 下表に掲げる比較的大規模の土地改良施設用地

土地改良施設の名称	位置	面積	土地改良施設の種類
排水機場	名田島	3,448	排水機
	北之江	4,038	
	江崎	8,768	
	小郡開作	1,255	
	佐山新地開作	1,110	
	秋穂黒瀉開作	3,274	
計		21,893	

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、上記(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる 2 ha 以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

第 1 (農用地利用計画)

農業用施設の名称	位置	面積	農業用施設の種類
(株)出雲ファーム	徳地地域 出雲地区 大字徳地堀 10374、10375、10397、10398、 10408-2、10411、10413、10414、 871、872、873、874、875、876、 877、878、879、880、881、882、 883、884、885、886、887、888、 890、892、893、902、903-1、 906-1、906-2、907、908、909、 910、911、912-1、912-3、913、 914、915、916、917、918、919、 920-1、921、923、925、926、928、 929、930、931、933、934、934 第1 935-1、935-2、935 第1、937、938、 940、942、943、944、945、946、 948、949、950、951、952、953、 954、955、956、957、958、959、 960、961、962	m ²	養鶏場
計		49,173.28	

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

現況が森林及び原野である農用地については、原則として農用地区域に設定しないが、以下の表に示す森林は農用地区域を設定する。

土地の種類	所在(位置)	所有権者又は管理者	面積	利用しようとする用途	備考
林地	阿東徳佐下(蔵田、鍋倉、秋鹿) 阿東地福上(岡) 阿東地福下(追分) 阿東生雲中(天子中) 阿東生雲東分(千頭、渡川) 阿東篠目(大野) 秋穂東 秋穂二島	私有地	64.3	樹園地	
計			64.3		

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする農用地等は、主食用水稻を中心に営農が展開され、大半を水田として利用されていることから、本市の農業の基盤である水田を維持することが重要である。

こうしたことから、担い手の育成や農地集積を進め、需要に応じた主食用米の生産拡大と戦略作物や高収益作物の作付と農用地等の利用促進を図る。

また、気象条件や土壌条件に合う作物(水稻、麦、大豆、高収益作物)による2年3作体系でブロックローテーションに取り組むことを推進するが、中山間地域等の条件不利地においては、2年3作以外の体系も検討する。

あわせて、これらの目標達成には、農業用排水路や農道などの土地改良施設の維持管理を地域の共同活動により持続的に取り組まなければ農業生産は困難であることから、農業用排水路や農道などの農業用施設の保全・省力化・効率化を図り、農用地と一体的に保全する。

農用地区域内の土地の現況と将来

単位 : ha

区分 地域	農 地			採草放牧地			農業用施設用地			計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
(ア) 山口地域	2,994.3	2,972.1	-22.2	6.9	6.9	0.0	25.9	28.1	2.2	3,027.1	3,007.0	-20.1	—
(イ) 小郡地域	78.2	77.6	-0.6	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	78.6	78.1	-0.5	—
(ウ) 秋穂地域	429.3	426.1	-3.2	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	429.8	427.0	-2.8	—
(エ) 阿知須地域	428.6	425.4	-3.2	0.0	0.0	0.0	1.9	2.1	0.2	430.5	427.5	-3.0	—
(オ) 徳地地域	870.9	864.4	-6.5	0.0	0.0	0.0	5.9	6.4	0.5	876.8	870.8	-6.0	—
(カ) 阿東地域	2,331.4	2,314.1	-17.3	35.5	35.5	0.0	7.0	7.6	0.6	2,373.9	2,357.2	-16.7	—
計	7,132.7	7,079.7	-53.0	42.4	42.4	0.0	41.6	45.1	3.5	7,216.7	7,167.5	-49.2	—

- (注) 1 資料 : 市資料
2 端数処理の関係上合計値が一致しない場合がある

イ 用途区分の構想

(ア) 山口地域

① 仁保地区

- a 仁保川の両岸周辺に広がる比較的平坦な 366.0ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b 標高の高い一貫野の 25.5ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、気象条件を生かした施設野菜や花きなどの特産品の栽培地帯として対応する条件も備えており、引き続き、土地利用型農業と特産品の栽培を行う農用地として利用を進める。
- c 深野周辺の緩やかな傾斜地の農用地は、もも、ぶどう等の果樹栽培が行われていることから、引き続き、樹園地としての効率的な利用を進める。
- d ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- e 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

第 1 (農用地利用計画)

② 小鯖地区

- a 国道 262 号の西側の上小鯖をはじめとした平坦部の 141.2ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b 国道 262 号の東側の東鯖をはじめとした標高の高い地域の 51.6ha の農用地は、水稻のほか、気象条件を生かした野菜などの栽培地帯として、引き続き農用地としての効率的な利用を進める。
- c ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- d 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

③ 官野地区

- a J R 山口線大山第 1 踏切周辺の 8.2ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稻や野菜の栽培による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- b 本地区の農用地は、総体的に田としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全・確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

④ 吉敷地区

- a 国道 435 号鳳翫山トンネル周辺の山間棚田地帯の吉敷畑のみを農用地区域とする。
- b 本地区の 15.3ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稻や野菜の栽培による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- c ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を

行いながら、農用地の保全・確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。

- d 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑤ 平川地区

- a 平坦部の大部分が都市計画区域であり、平野地区のみを農用地区域とする。
- b 主要地方道山口小郡秋穂線から中国自動車道の間広がる比較的平坦な未整備の約 25ha の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑥ 陶地区

- a 山陽本線と国道 2 号の南側に位置し、名田島地区に続く干拓地の農用地は、比較的整形ではあるが、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- b 山陽本線と国道 2 号の北側に位置し、一部に都市計画区域に隣接する背陵地帯の 60.0ha の農用地は、総体的には田としての利用がされ、団地が小規模に分散し、機械化や集団化の条件に恵まれないことからほ場整備事業の事業化を進め、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域を目指す農用地として、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑦ 鑄銭司地区

- a 県道山口秋穂線、山陽自動車道及び J R 山陽新幹線周辺の比較的平坦な約 76ha の農用地は、総体的には田としての利用がされ、団地が小規模に分散しており、機械化や集団化が図りにくいことから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域を目指すほ場整備事業を実施しており、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b 国道 2 号四辻交差点から防府市境の北側と南側に広がる未整備の農用

第 1 (農用地利用計画)

地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稲や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。

- c 和西地区の焼畑堤周辺に展開する採草放牧地は、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- d 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑧ 名田島地区

- a 榎野川河口から南若川河口との間に広がる干拓地に広がる 463.1ha の農用地は、ほ場整備の実施により、県下でも有数の穀倉地帯であり、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稲を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稲や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 南若川東側の向山の未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には畑としての利用がされ、野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- d 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑨ 秋穂二島地区

- a 県道山口秋穂線のセミナーパーク付近から秋穂との境の両側に広がる比較的平坦な 81.9ha の農用地及び南若川東側の上新栄橋から周防大橋付近に広がる平坦な 60.5ha は、ほ場整備の実施により、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稲を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b 幸崎干拓地の 41.2ha の農用地は、畑としての整備がされ、野菜の作付けが行われていることから、露地野菜による高生産性農業地域として、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。

- c 県道宇部防府線南側の平坦な農用地は、区画は小さいものの整形であり、また、総体的には畑として利用がされ、野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- d ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- e 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑩ 嘉川地区

- a J R 山陽本線嘉川駅から山口湾との間に広がる平坦な 111.6ha の農用地及び今津川から山口湾との間に広がる平坦な 68.2ha の農用地は、ほ場整備の実施により、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b 市道今井線と国道 190 号の交差点から今津川、市道今井線及び J R 山陽本線で囲まれた範囲の比較的平坦な 25.5ha の農用地は、総体的には田としての利用がされ、団地が小規模に分散し、機械化や集団化の条件に恵まれないことからほ場整備事業を実施しており、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域を目指し、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- c J A 山口県嘉川ライスセンター周辺の比較的平坦なほ場整備地区に隣接する未整備の農用地は、総体的には田としての利用がされ、団地が小規模に分散し、機械化や集団化の条件に恵まれないことからほ場整備事業の事業化を進め、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域として農用地の利用を促進する。
- d 本郷川上流と河内川上流、県道伊佐吉部山口線の宇部市境付近から J R 山陽新幹線の周辺に広がる未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- e ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った

第 1 (農用地利用計画)

作物の生産を行いながら、農用地の保全・確保に努めるとともに、引き続き現況用途での土地利用を図る。

- f 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑪ 佐山地区

- a 県道山口阿知須宇部線から山口湾との間に広がる平坦な 38.9ha の農用地と、J R 宇部線周防佐山駅と県道阿知須宇部線間の市道鳩岡新地線周辺の 6.5ha の農用地と、須川の J R 山陽本線と農道との間に広がる 12.5ha の農用地は、ほ場整備の実施により、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b 市道原条東由良後線の市道須川前線交差点から唐樋原条西線交差点までの間に広がる比較的平坦な 24.7ha の農用地は、総体的には田としての利用がされ、団地が小規模に分散し、機械化や集団化の条件に恵まれないことからほ場整備事業を実施しており、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域を目指し、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- c 市道今井須川前線から県道山口阿知須宇部線間の比較的平坦な広がる未整備の農用地と、佐山ハビテーション北側に広がる農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- d 本地区の未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- e 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

(イ) 小郡地域

① 小郡下郷地区

- a 地区の大部分が都市計画区域であり、J R 宇部線から山口県総合交通センター周辺の嘉川地区と連担している比較的平坦な未整備の約 20ha の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には

田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。

- b 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

② 小郡上郷地区

- a 榎野川左岸の八方原の 30.0ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稻や野菜による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- b 北部に広がる山地とほ場整備地区北側に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

(ウ) 秋穂地域

① 大海地区

- a 県道宇部防府線と市道日地中線の交差点付近に広がる日地・築留地区 2.1ha と赤崎・山の川地区 3.5ha、日地開作地区 12.8ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稻や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- b 県道宇部防府線の防府市境から北条線との交差点西側までの区域と、ホームセンター周辺区域、農村総合モデル事業農道浜内新線周辺区域及び、市道日地中線周辺区域に広がる未整備の農用地は、大部分が段丘地帯であり、区画は小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

② 秋穂地区

- a 県道大海秋穂二島線の長尾上、下池周辺から県道山口秋穂線との交差点付近に広がる天田地区 83.3ha と黒石池及び養護老人ホーム秋楽園に隣接する西青江・蓑越地区 2.7ha の農用地は、ほ場整備の実施により、

第 1 (農用地利用計画)

そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、天田地区では水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。西青江・葦越地区は、水稻や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き農用地としての効率的な利用を進める。

- b ほ場整備事業実施地区に隣接している中村、下村及び金山嶺周辺の未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

③ 串山地区

- a 県道秋穂港線と青江一般廃棄物最終処分場との間に広がる戸開作地区 22.0ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稻や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区に隣接している西青江、先青江、中道、花香北、中津江、屋戸及び加茂周辺の未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われているほか、中津江の樹園地では、ミカンが栽培されていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

④ 黒瀉地区

- a 東を県道山口秋穂線、南を県道宇部防府線、西を黒瀉川に囲まれた平坦な約 133.0ha の農用地は、総体的には田としての利用がされ、区画は比較的広いが、個別営農団地は小規模に分散し、集団化の条件に恵まれないことからほ場整備事業を実施しており、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域を目指し、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き

続き、現況用途での土地利用を図る。

- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

(エ) 阿知須地域

① 岩倉地区

- a 佐山地区と隣接する農用地と土路石川から南の約 20.8ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稻や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区の南側、山口湾に面した農用地は、小規模で個別営農団地も分散しており、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われているほか、県道山口阿知須宇部線西側に位置する丘陵地の農用地及び、国道 190 号と都市計画区域に隣接した農用地は、住宅地との混在が進んできており、区画も小規模で個別営農団地も分散している。総体的には畑地としての利用がされ、野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

② 土路石川地区

- a 国道 190 号西側と佐山地区との境界に位置し、土路石川の両岸に広がる平坦な 78.8ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

③ 万年地区

- a 国道 190 号西側、南北を井関川及び土路石川流域の中間部に位置し、

第 1 (農用地利用計画)

東西に流れる万年用水路の両岸に広がる平坦な 71.9ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。

- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

④ 井関川地区

- a 宇部市善和から阿知須の市街地につながる旧県道の両側に位置し、東西に流れる井関川の両岸に広がる平坦な 72.7ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成されていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑤ 黒谷地区

- a 西部を山林地帯、北部を井関川地区、南部を宇部市東岐波地区に囲まれた丘陵地に位置する 47.1ha の農用地は、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成されていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で個別営農団地も分散している。また、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き

続き、現況用途での土地利用を図る。

- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

(オ) 徳地地域

① 出雲地区

- a 徳地インターチェンジ北側の国道 489 号と佐波川との間に広がる小古祖地区の平坦な 8.0ha の農用地及び、市道沖田・船津線交差点から古森川交差までの県道三田尻港徳地線西側に広がる沖の原地区の農用地 18.5ha では、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稲や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- b 市道小古祖・元折線と市道鳴谷・茂知木線交差点から串側約 700m に位置する深谷地区の農用地 3.7ha では、ほ場整備により畑地が造成されており、引き続き、高生産性農業地域としての効率的な利用を進める。
- c 地区内のほとんどが未整備であり、周囲を山林に囲まれ、中央部を佐波川が縦断し、農用地は川の東部と西部に存在し、比較的平坦地で整形な地形と水利条件が整っている。総体的には田や畑としての利用がされ、水稲や野菜の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- d 市道鳴谷・茂知木線終点周辺に展開する養鶏場は、今後も本市最大の採卵養鶏施設として安定した操業が見込まれることから、農業用施設用地とすることにより、必要な施設の整備を図る。
- e その他の農業施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

② 八坂地区

- a 市道御馬・ゆずりは線と佐波川の間位置する御馬地区の農用地 10.5ha、市道川口・屋敷線と佐波川の間と市道前原・志手ノ木線沿いに位置する船路西地区の農用地 30.1ha、市道深瀬・御馬線と下庄・丸山線交差付近から市道船路・大月線と上奥河内線交差点付近に位置する船路東地区の農用地 18.0ha、県道山口鹿野線掛鼻橋西側から県道山口鹿野線と県道引谷篠目線交差点付近に位置する川口地区の農用地 6.7ha、川口下地区境から金坪地区境までの県道引谷線沿いに位置する榎谷地区の農用地 11.6ha、県道山口鹿野線と市道下中畑・大峠線交差点付近から松柄地区付近に広がる引谷地区の農用地 83.7ha の 6 地区、160.6ha の農用地では、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稲や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き、農用地と

第 1 (農用地利用計画)

しての効率的な利用を進める。

- b 中央部を佐波川と国道 489 号が通り、北は船路地区、南は小古祖地区に接した地域には、河川両岸にやや楕円形の盆地をなし、連たんした未整備の農用地が広がり、三谷川流域には、河川沿いに細長い小規模な未整備の農用地が棚田状に連たんしている。総体的には田や畑としての利用がされ、水稲や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

③ 柚野地区

- a 旧柚木小学校周辺から国道 315 号、県道柿木山口線沿いに位置する河内地区の農用地 33.8ha では、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1ha 以上の団地で構成され、水稲や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- b 河内地区以外の農用地は未整備であり、周囲を山林に囲まれ棚田状となり、不正形かつ狭小である。総体的には田や畑としての利用がされ、水稲や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

④ 島地地区

- a 島地川上流部の新宮地区 2.1ha、西村地区 4.4ha、蔵場地区 21.5ha、西村（担い手育成型）地区 18.4ha、小河内地区 1.0ha、下流部の下津谷地区 13.9ha 及び越峠地区 0.6ha の農用地では、ほ場整備が実施され、水稲や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。
- b 国道 376 号の市道島地・石曾根線交差点付近から市道下畑・向原線交差点付近までの区間で、島地川の両岸に広がる島地下地区の農用地 21.3ha 及び島地上地区の農用地 18.3ha は、総体的には田としての利用がされ、団地が小規模に分散しており、機械化や集団化が図りにくいことからほ場整備事業を実施しており、水稲を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域を目指し、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- c 周南市境から市道蔵場・上村線交差点付近の国道 376 号の両側に広がる比較的平坦な農用地と、県道湯野山畑線周辺の周囲を山林に囲まれ棚

田状の農用地は、不正形かつ狭小である。総体的には田や畑としての利用がされ、水稲や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。

- d 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑤ 串地区

- a 県道串戸田線と市道浅木・遠内線の交差点付近の浅木地区の農用地 9.8ha では、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、水稲や野菜等による高生産性農業地域として、引き続き、農用地としての効率的な利用を進める。

- b 浅木地区以外の農用地は未整備であり、周囲を山林に囲まれ棚田状となり、不正形かつ狭小である。総体的には田や畑としての利用がされ、水稲や野菜の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。

- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

(カ) 阿東地域

① 嘉年地区

- a 市の瀬地区 2.7ha、飛田地区 5.4ha、市場下地区 3.1ha、山田地区 14.5ha、嘉年下地区 39.7ha、嘉年上地区 50.5ha、嘉年中地区 94.9ha の 7 地区 210.8ha の農用地では、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稲を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。

- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で団地も分散しており、総体的には田や畑としての利用がされ、水稲や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。

- c 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

② 徳佐地区

- a 徳佐地区 461.0ha、船方地区 4.7ha、西村地区 9.5ha、水戸地区 2.8ha、

第 1 (農用地利用計画)

神角地区 30.2ha、鍛冶ヶ原地区 27.8ha 及び徳佐下地区 345.0ha の 7 地区 881.0ha の農用地では、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。

- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で団地も分散しており、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 鍋倉地区周辺の傾斜地の農用地は、リンゴの栽培が行われていることから、引き続き、樹園地としての効率的な利用を進める。
- d 大久保地区の阿武川西側の傾斜地に展開する採草放牧地は、引き続き現況用途での土地利用を図る。
- e 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

③ 地福地区

- a 地福地区 301.0ha 及び地福第 2 地区 285.0ha の 2 地区 586.0ha の農用地では、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で団地も分散しており、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 岡地区の J A 山口県地福米大規模乾燥施設周辺と市道山田追分線の追分地区周辺の傾斜地の農用地は、リンゴやなし、の栽培が行われていることから、引き続き、樹園地としての効率的な利用を進める。
- d 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

④ 生雲地区

- a 生雲地区 379.0ha、相上地区 18.0ha、須の原地区 20.4ha、蔵目喜赤松地区 14.4ha 及び大山地区 8.3ha の 5 地区 440.1ha の農用地では、ほ場整

備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。

- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で団地も分散しており、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 天子下地区周辺の傾斜地の農用地は、なしの栽培が行われていることから、引き続き樹園地としての効率的な利用を進める。
- d 天子下地区の柳ヶ瀬牧野に展開する採草放牧地は、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- e 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

⑤ 篠生地区

- a 牛人屋地区 6.1ha、千頭地区 4.2ha、持坂地区 30.7ha 及び篠生地区 134.8ha の 4 地区 175.8ha の農用地では、ほ場整備の実施により、そのほとんどが 1 ha 以上の団地で構成され、本市における主要作物の最も重要な産地として対応する条件を備えていることから、水稻を中心に麦、大豆、飼料作物、露地野菜の組み合わせによる高生産性農業地域とし、引き続き、大規模な土地利用型農業を行う農用地として利用を進める。
- b ほ場整備事業実施地区に隣接している未整備の農用地は、小規模で団地も分散しており、総体的には田や畑としての利用がされ、水稻や野菜等の作付けが行われていることから、地域特性に合った作物の生産を行いながら、農用地の保全、確保に努めるとともに、引き続き、現況用途での土地利用を図る。
- c 渡川地区、千頭地区、大野地区周辺の傾斜地の農用地は、なしの栽培が行われていることから、引き続き、樹園地としての効率的な利用を進める。
- d 農業用施設用地は、地域の農業生産との関連や規模、施設の利用状況や目的等を勘案して区分する。

ウ 特別な用途区分の構想

現在、地域の特性に応じて、農業上の用途を細分化して特別な用途区分を指定して、農業の振興を図っている地区はない。

第1（農用地利用計画）

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業従事者の高齢化や兼業化により農業就業者不足が深刻化する中、本市の農地を適正に確保、維持し、農業の振興を図っていくためには、担い手の育成、確保対策や農産物の生産振興対策と一体的に農業生産基盤の整備を推進していくことが必要である。

農業生産基盤の未整備地区のうち、土地改良区区域内の農用地等においては、市内各土地改良区と共に、農業の生産性の向上と農地の有効利用に向けた農業生産基盤の整備を一層推進していく。

一方、土地改良区の区域に入っていない農用地等で、農業生産基盤の整備を実施するためには、既存土地改良区の区域に編入するか、土地改良区を新たに設立した後、目的とする農業生産基盤の整備を実施していく。なお、解散した土地改良区の区域内で再度農業生産基盤の整備を実施する場合には、解散した土地改良区が整備した土地改良施設を含めた維持管理計画を作成し、目的とする農業生産基盤の整備を実施するものとする。

農業生産基盤の整備が完了して20年以上が経過する事業実施地区については、市内各土地改良区が中心となり、土地改良区区域内の水田の汎用化、高機能化、大区画化のための整備を検討する。

河川工作物や灌漑用パイプライン、排水機場などの農業水利施設は、適切な機能保全により、長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るとともに、農業水利施設の機能保全を図るストックマネジメントの取組を推進する。老朽化した施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、土地改良区の維持管理計画に基づき、計画的な改修や更新を行う。

市内のため池には、老朽化したものがあることから、防災や国土保全、農業用水の維持確保を目的に、山口県ため池防災工事等推進計画に基づき改修や廃止を行う。事業推進にあたっては、ため池管理者への指導と啓蒙を推進し、事業実施に際しては、計画段階での調査、調整をため池管理者と共に充分に行い、効率的に事業を進める。

以下、各地区における農業生産基盤の整備開発計画の方向は、次のとおりである。

ア 山口地域

① 仁保地区

当地区では、昭和52年度（1977年度）から平成14年度（2002年度）にかけて、391.5haのほ場整備が実施済みである。今後は、山口市仁保土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用に

より、地域の活性化を推進する。

② 小鯖地区

当地区では、昭和57年度（1982年度）から平成20年度（2008年度）にかけて、192.8haのほ場整備が実施済みである。今後は、山口市小鯖土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。また、江良ため池は、山口市小鯖江良土地改良区の維持管理計画に基づき、ため池施設の適正な保全管理を図る事業を随時検討する。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

③ 宮野地区

大山路では、平成7年度（1995年度）から平成9年度（1997年度）にかけて、8.2haのほ場整備が実施済みである。今後は、山口市宮野土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

④ 吉敷地区

吉敷畑では、平成6年度（1994年度）から平成12年度（2000年度）にかけて、15.3haのほ場整備が実施済みである。今後は、山口市吉敷畑土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

第2（農業生産基盤の整備開発計画）

⑤ 平川地区

当地区は、都市近郊生産地としての地域の特性と地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

また、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

⑥ 陶地区

当地区は、生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の大区画化・汎用化など農地の整備を土地改良区の設立を含めて推進する。改修されたため池や今後整備される土地改良施設は、土地改良区が維持管理する。必要となる農業生産基盤の整備は、地域の実情に応じて、土地改良区が維持管理計画や整備計画に基づき農道や農業用排水路等の整備を推進する。

あわせてほ場整備の対象とならない農用地は、地理的条件を踏まえながら、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

⑦ 鑄銭司地区

当地区は、生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の大区画化・汎用化など農地の整備を実施中である。改修されたため池や今後整備される土地改良施設は、山口市鑄銭司土地改良区が維持管理する。必要となる農業生産基盤の整備は、地域の実情に応じて、山口市鑄銭司土地改良区が維持管理計画や整備計画に基づき農道や農業用排水路等の整備を推進する。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて検討するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

⑧ 名田島地区

当地区では、昭和54年度（1979年度）から平成10年度（1998年度）にかけて、463.1haのほ場整備が実施済みである。また、湛水防除事業により2箇所排水機場が整備され、排水対策も整備されている。今後は、一部未整備のパイプラインと新開作東の未整備の農用地において、生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農

地の大区画化・汎用化など農地の整備に取り組むとともに、山口市榎野川東土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、必要な農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

⑨ 秋穂二島地区

幸崎では、昭和47年度（1972年度）から昭和51年度（1976年度）にかけて、41.2haの干拓地が造成されている。また、二島東では、平成4年度（1992年度）から平成13年度（2001年度）にかけて81.9haを、二島西では、平成19年度（2007年度）から令和元年度（2019年度）にかけて140.0haのほ場整備が実施済みである。とりわけ二島西では、昭和48年度（1973年度）事業完了の県営総合農地開発事業で整備した防潮堰、用水機、水路を利用して農業用水を確保しているが、これら施設は、設置から50年以上が経過し、老朽化が進行していることから、補修、改修、更新を山口市二島土地改良区の整備計画に基づき推進する。そのほかの整備は、山口市二島東土地改良区、山口市二島土地改良区それぞれの維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて検討するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

⑩ 嘉川地区

江崎では、平成元年度（1989年度）から平成12年度（2000年度）にかけて、111.6haのほ場整備を実施した。また、深溝では、平成20年度（2008年度）から平成27年度（2015年度）にかけて、68.2haのほ場整備が実施済みである。

原条、今井の川西中地区では、生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の大区画化・汎用化など農地の整備を実施中である。引き続き、岡、原、大原及び岡屋の川西上地区ではほ場整備に取り組むとともに、山口市川西土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、必要な農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図り、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮さ

第2（農業生産基盤の整備開発計画）

れるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

⑪ 佐山地区

須川では、昭和63年度（1998年度）から平成4年度（1992年度）にかけて12.5ha、観音開作では、平成11年度（1999年度）から平成13年度（2001年度）にかけて6.5ha、新地では、平成15年度（2003年度）から平成20年度（2008年度）にかけて38.9haのほ場整備を実施した。

深溝、佐山西及び須川後の佐山北第1地区では、生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の大区画化・汎用化など農地の整備を実施する。引き続き、小路及び遠波の佐山北第2地区、須川前周辺の佐山南地区ではほ場整備に取り組むとともに、山口市川西土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、必要な農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図り、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

イ 小郡地域

① 小郡下郷地区

当地区は、都市近郊生産地として、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて検討するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。先進的な土地利用を進めるとともに、効率的な農作業の実施のため、農道や農業用排水路等の整備を推進する。

② 小郡上郷地区

八方原では、昭和42年度（1967年度）から昭和44年度（1969年度）にかけて、30.0haのほ場整備が実施済みである。小郡上郷に土地改良区は存在しないが、多面的機能支払交付金に積極的に取り組むことで、土地改良施設の適正な保全管理を図り、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮さ

れるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

ウ 秋穂地域

① 大海地区

日地開作では、平成5年度（1993年度）から平成10年度（1998年度）にかけて12.8ha、赤崎、山の川では、平成4年度（1992年度）から平成6年度（1994年度）にかけて3.5ha、日地、築留では平成元年度（1989年度）から平成3年度（1991年度）にかけて2.1haのほ場整備が実施済みである。これらの地区においては、農地の高度利用を促進し生産性の向上を図る。今後は、秋穂土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

② 秋穂地区

天田では、平成元年度（1989年度）から平成12年度（2000年度）にかけて83.3ha、西青江、葦越では、平成3年度（1991年度）から平成6年度（1994年度）にかけて2.7haのほ場整備が実施済みである。これらの地区においては、農地の高度利用を促進し生産性の向上を図る。今後は、秋穂土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

③ 串山地区

宍戸開作では、昭和61年度（1986年度）から平成7年度（1995年度）にかけて、22.0haのほ場整備が実施済みであることから、農地の高度利用を促進し生産性の向上を図る。今後は、秋穂土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水

第2（農業生産基盤の整備開発計画）

路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

④ 黒瀉地区

当地区は、生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の大区画化・汎用化など農地の整備を実施中である。改修されたため池や今後整備される土地改良施設は、秋穂土地改良区が維持管理する。必要となる農業生産基盤の整備は、地域の実情に応じて、秋穂土地改良区が維持管理計画や整備計画に基づき農道や農業用排水路等の整備を推進する。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

エ 阿知須地域

① 岩倉地区

阿知須地域では、昭和57年度（1982年度）から平成17年度（2005年度）にかけて、ほ場整備を実施している。このうち岩倉では、20.8haのほ場整備が完了している。今後は、山口市阿知須土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

② 土路石川地区

阿知須地域では、昭和57年度（1982年度）から平成17年度（2005年度）にかけて、ほ場整備を実施している。このうち土路石川では、78.8haのほ場整備が完了している。今後は、山口市阿知須土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて検討するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮さ

れるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

③ 万年地区

阿知須地域では、昭和57年度（1982年度）から平成17年度（2005年度）にかけて、ほ場整備を実施している。このうち万年では、71.9haのほ場整備が完了している。今後は、山口市阿知須土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

④ 井関川地区

阿知須地域では、昭和57年度（1982年度）から平成17年度（2005年度）にかけてほ場整備を実施している。このうち井関川では、72.7haのほ場整備が完了している。今後は、山口市阿知須土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

⑤ 黒谷地区

阿知須地域では、昭和57年度（1982年度）から平成17年度（2005年度）にかけて、ほ場整備を実施している。このうち黒谷では、47.1haのほ場整備が完了している。今後は、山口市阿知須土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

第2（農業生産基盤の整備開発計画）

オ 徳地地域

① 出雲地区

出雲地区では、昭和57年度（1982年度）から平成22年度（2010年度）にかけてほ場整備を実施している。このうち、深谷では3.7ha、小古祖では8.0ha、沖の原では18.5haのほ場整備が実施済みである。必要となる農業生産基盤は、出雲地区に土地改良区が存在しないため、地域の実情に応じて、土地改良区を設立又は近隣土地改良区に編入することで整備をする。土地改良区の設立又は地区編入されるまでは、土地改良施設の適正な保全管理と農地の積極的な活用を図るため、多面的機能支払交付金に積極的に取り組む。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

② 八坂地区

八坂地区では、昭和61年度（1986年度）から平成19年度（2007年度）にかけてほ場整備を実施している。このうち、引谷では83.7ha、船路西では30.1ha、船路東では18.0ha、川口では6.7ha、榊谷では11.6ha、御馬では10.5haのほ場整備が実施済である。必要となる農業生産基盤は、八坂地区に土地改良区が存在しないため、地域の実情に応じて、土地改良区を設立又は近隣土地改良区に編入することで整備をする。土地改良区の設立又は地区編入されるまでは、土地改良施設の適正な保全管理と農地の積極的な活用を図るため、多面的機能支払交付金に積極的に取り組む。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

③ 柚野地区

柚野地区では、昭和60年度（1985年度）から平成6年度（1994年度）にかけて、33.8haのほ場整備を実施している。必要となる農業生産基盤は、柚野地区に土地改良区が存在しないため、地域の実情に応じて、土地改良区を設立又は近隣土地改良区に編入することで整備をする。土地改良区の設立又は地区編入されるまでは、土地改良施設の適正な保全管理と農地の積極的な活用を図るため、多面的機能支払交付金に積極的に取り組む。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水

路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

④ 島地地区

島地地区では、昭和 58 年度（1983 年度）から平成 14 年度（2002 年度）にかけて、ほ場整備を実施している。このうち、下津屋では 13.9ha、西村では 22.8ha、新宮では 2.1ha、蔵場では 21.5ha、越埜では 0.6ha、小河内では 1.0ha のほ場整備が実施済である。

島地下、島地上地区では、生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」に向け、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化等を推進するための農地の大区画化・汎用化など農地の整備を実施する。今後整備される土地改良施設は、山口市徳地土地改良区が維持管理する。必要となる農業生産基盤の整備は、地域の実情に応じて、山口市徳地土地改良区が維持管理計画や整備計画に基づき農道や農業用排水路等の整備を推進する。土地改良区の区域に入っていない島地下、島地上地区以外の地区は、山口市徳地土地改良区に編入することで整備をする。土地改良区に地区編入されるまでは、各地区で土地改良施設の適正な保全管理と農地の積極的な活用を図るため、多面的機能支払交付金に積極的に取り組む。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

⑤ 串地区

浅木では、昭和 63 年度（1988 年度）から平成 6 年度（1994 年度）にかけて、9.8ha のほ場整備を実施している。必要となる農業生産基盤は、串地区に土地改良区が存在しないため、地域の実情に応じて、土地改良区を設立又は近隣土地改良区に編入することで整備をする。土地改良区の設立又は地区編入されるまでは、土地改良施設の適正な保全管理と農地の積極的な活用を図るため、多面的機能支払交付金に積極的に取り組む。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

第2（農業生産基盤の整備開発計画）

カ 阿東地域

① 嘉年地区

嘉年地区では、昭和50年度（1975年度）から平成19年度（2007年度）にかけて、団体営4地区及び県営3地区で、あわせて210.8haのほ場整備を実施した。今後は、阿東土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

② 徳佐地区

徳佐地区では、昭和49年度（1974年度）から平成13年度（2001年度）にかけて、団体営5地区及び県営2地区で、あわせて881.0haのほ場整備を実施した。今後は、阿東土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

樹園地は、既存園を中心に改良及び獣害防止対策を行うとともに、樹園地の集団化を図る上で、隣接する林地等の開発も検討する。

③ 地福地区

地福地区では、昭和57年度（1982年度）から平成13年度（2001年度）にかけて、県営2地区で586.0haのほ場整備を実施した。今後は、阿東土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

樹園地は、既存園を中心に改良及び獣害防止対策を行うとともに、樹園地の集団化を図る上で、隣接する林地等の開発も検討する。

④ 生雲地区

生雲地区では、昭和42年度（1967年度）から平成12年度（2000年度）にかけ

て、団体営5地区及び県営2地区で、あわせて440.1haのほ場整備を実施した。今後は、阿東土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

樹園地は、既存園を中心に改良及び獣害防止対策を行うとともに、樹園地の集団化を図る上で、隣接する林地等の開発も検討する。

⑤ 籐生地区

籐生地区では、昭和52年度（1977年度）から平成13年度（2001年度）にかけて、団体営4地区及び県営1地区で、あわせて175.8haのほ場整備を実施した。今後は、阿東土地改良区の維持管理計画と整備計画に基づき、地域の特性を踏まえながら、農業生産基盤の整備に取り組み、農地の積極的な活用を図るとともに、土地改良施設の適正な保全管理を図る。

未整備の農用地は、地理的条件を踏まえながら、ほ場整備、農道、農業用排水路等の整備を必要に応じて実施するとともに、多面的機能が今後とも適切に発揮されるように維持管理に取り組む。

これらとあわせ、担い手の育成等のため、日本型直接支払制度の積極的な活用により、地域の活性化を推進する。

樹園地は、既存園を中心に改良及び獣害防止対策を行うとともに、樹園地の集団化を図る上で、隣接する林地等の開発も検討する。

2 農業生産基盤整備開発計画

区域番号	事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
			受益地区	受益面積		
ア-⑪ (佐山)	農業競争力強化 農地整備事業	区画整理 35.0ha	佐山北第二	ha 35.0	1-1	
ア-⑩ (嘉川)	農業競争力強化 農地整備事業	区画整理 33.0ha	川西上	33.0	1-2	
ア-⑧ (名田島)	農業競争力強化 農地整備事業	区画整理 20.0ha	新開作東	20.0	1-3	
ア-⑥ (陶)	農業競争力強化 農地整備事業	区画整理 30.0ha	陶第一	30.0	1-4	
ア-⑥ (陶)	農業競争力強化 農地整備事業	区画整理 30.0ha	陶第二	30.0	1-5	
ア-⑪ (佐山)	農業競争力強化 農地整備事業	区画整理 37.0ha	佐山南	37.0	1-6	

第2（農業生産基盤の整備開発計画）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

土地基盤の整備及び開発にあたっては、山口市森林・林業ビジョンに基づく林業施策等との連携・調整を図り、林業経営と共用できる施設としての整備に努めるなど、農業と林業の一体的な振興を図る。

4 他事業との関連

農業生産基盤の整備開発にあたっては、「第二次山口市総合計画」と各部局別計画等に基づき実施される諸事業との連携・調整を図り、効率的で効果的な農業生産基盤整備事業の推進を図る。

第3 農用地等の保全計画

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業や農山村は、生産活動を通じての食料の供給だけではなく、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的な機能を有している。しかしながら、本市の農山村地域は、農業者の高齢化や兼業化の進行、混在化の拡大などにより、農業生産活動の停滞、後退や集落機能の低下がみられ、農用地等の保全に関して一段と厳しい状況にある。

また、担い手の減少や周辺環境保全の意識低下は、耕作放棄地や維持管理が行われない水路の増加へとつながり、農用地等の持つ多面的機能の低下や環境への悪影響が懸念される。

こうしたことから、本市では、農用地等の保全と有効利用に向けて効率的、安定的な農業経営を確立するため、多面的機能発揮促進事業を推進することにより、地域一体となって農地や水利施設等を保全し、農地等の適正な維持管理するとともに、継続的な農業生産活動や循環型農業を支援し、認定農業者、農業生産法人等への利用集積、集落による地域営農活動を推進する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
堤体工	農村地域防災減災事業	鳶ヶ栖	5.2 ^{ha}	1-1	
堤体工	農村地域防災減災事業	西ノ浴新堤	5.4	1-2	
堤体工	農村地域防災減災事業	八伏	5.2	1-3	
排水機場1式	農村地域防災減災事業	名田島第一	335.0	1-4	
堤体工	農村地域防災減災事業	三田堤	70.5	1-5	
堤体工	農村地域防災減災事業	長堤池	9.1	4-1	
堤体工	農村地域防災減災事業	赤松	10.0	6-1	
堤防工	農地保全に係る海岸メンテナンス事業	昭和開作	279.8	1-6	
排水機場1式	水利施設等整備事業	新地開作	-	1-7	
排水機場1式	水利施設等整備事業	阿知須北	41.0	4-2	
排水機場1式	水利施設等整備事業	阿知須南	33.0	4-3	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・防災減災事業	姫御前2	-	1-8	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・防災減災事業	小堤	-	1-9	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・防災減災事業	酒尾	-	1-10	

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ため池廃止	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	天神上	-	1-11	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	内田	-	1-12	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	亀池	-	1-13	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	道永上池	-	3-1	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	北方	-	4-4	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	藤管田	-	6-2	
ため池廃止	農業水路等長寿命化・ 防災減災事業	下小谷	-	6-3	

3 農用地等の保全のための活動

本市では、積極的に多面的機能発揮促進事業への取り組みを推進し、現況を踏まえ次の地域ごとに、いずれかの活動を行うことにより、農用地等の保全をはじめとした多面的機能の発揮の促進を図る。

（1） 北部山間地域

（仁保地区、小鯖地区、吉敷地区、嘉年地区、徳佐地区、地福地区、生雲地区、篠生地区）

- ア 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動
- イ 農業用施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための更新等の活動
- ウ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械の共同利用、農作業の共同化に取り組み、農業生産活動を将来に向け継続していく活動
- エ 化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動

（2） 東部山間地域

（出雲地区、八坂地区、柚野地区、島地地区、串地区）

- ア 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動
- イ 農業用施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための更新等の活動
- ウ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械の共同利用、農作業の共同化に取り組み、農業生産活動を将来に向け継続していく活動

第3 (農用地等保全計画)

- エ 化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動
- (3) 中央地域
(宮野地区、平川地区、小郡下郷地区、小郡上郷地区)
 - ア 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動
 - イ 農業用施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための更新等の活動
 - ウ 化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動
- (4) 南部地域
(陶地区、鑄銭司地区、名田島地区、秋穂二島地区、嘉川地区、佐山地区、大海地区、秋穂地区、串山地区、黒瀉地区、岩倉地区、土路石川地区、万年地区、井関川地区、黒谷地区)
 - ア 農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動
 - イ 農業用施設の軽微な補修及び農村環境の保全のための活動等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための更新等の活動
 - ウ 中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正するため、耕作放棄地の発生防止や機械の共同利用、農作業の共同化に取り組み、農業生産活動を将来に向け継続していく活動
 - エ 化学肥料及び化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農用地等の保全にあたっては、山口市森林・林業ビジョンに基づく林業施策等との整合を図りながら実施するとともに、農業と林業の一体的な振興に取り組む。

第4

農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

（1）効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の基幹産業である農業を将来にわたり、持続的に維持、発展させるためには、多くの農業者において喫緊の課題となっている高齢化や後継者不在による、労働力不足の解消を図る必要があることから、新規就農者及び地域農業の核となる認定農業者、農村地域を支える小規模農家や集落営農法人の確保、育成、支援を行っていく。

また、農業所得向上、雇用の創出が図れる持続可能な農業の仕組みづくりなど、農畜産物を生産供給する側と、流通、消費する側の双方に対する支援体制を構築することで、職業として選ばれる農業の実現を目指すこととする。あわせて、生産の基盤である農地や農業用施設を適切に維持・管理するための支援を行っていく。さらには、将来にわたって持続可能な農業となるよう、農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

第4（農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画）

ア 北部、中部地区

仁保、小鯖、宮野、吉敷、平川、出雲、八坂、柚野、島地、串、小郡下郷、小郡上郷、嘉年、徳佐、地福、生雲、篠生

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標面積
個人経営体	水稻+大豆+作業受託	10.0 ha	水稻 = 6.0ha 大豆 = 4.0ha 水稻基幹作業受託 22ha（延べ）	85	380 ha
	いちご	0.6	山口型高設=5,000 m ² 苗床 = 1,200 m ²		
	トマト（雨よけ）	0.6	ハウス= 6,000 m ²		
	ほうれんそう	2.3	ハウス= 5,700 m ²		
	りんご	1.8	りんご = 1.8ha		
	なし	1.7	愛甘水=0.3ha 幸 水=0.4ha ゴールド二十世紀=0.4ha 豊 水=0.3ha 新 高=0.3ha		
	ぶどう	1.3	トンネルメッシュ=0.9ha ハウス= 4,000 m ²		
	酪農+水稻	8.8	経産牛=40 頭 搾乳牛=34 頭 育成牛=13.6 頭 飼料作物=13.6ha（延べ） 水稻 = 2.0ha		
	肉用牛（繁殖）+水稻	4.9	繁殖牛=30 頭 子牛 =24 頭 飼料作物=5.8ha（延べ） 水稻 = 2.0ha		
	肉用牛（肥育）+水稻	3.0	肥育牛（肉専用種）=100 頭 飼料作物=2.0ha（延べ） 水稻 = 2.0ha		

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標面積
団体経営体	水稻+大豆+裸麦+飼料米	35.0 ha	水稻 = 21.0ha 大豆 = 10.0ha 裸麦 = 10.0ha 飼料米= 4.0ha	60	1,500 ha
	水稻+大豆+裸麦+たまねぎ+飼料米	35.0	水稻 = 21.0ha 大豆 = 10.0ha 裸麦 = 8.5ha たまねぎ=1.5ha 飼料米= 4.0ha		
	水稻+大豆+たまねぎ+キャベツ	35.0	水稻 = 21.0ha 大豆 = 12.0ha たまねぎ=1.5ha キャベツ=2.5ha		
	りんご	3.7	りんご		
	水稻+大豆+飼料米+農産加工（豆腐）	35.0	水稻 = 21.0ha 大豆 = 10.0ha 飼料米= 4.0ha 豆腐 = 300 丁 / 1 日		

営農類型等は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
経営体数は「認定農業者数」
目標面積は「農業経営改善計画認定申請書」の目標面積を集計

第4（農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画）

イ 南部地区

陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、嘉川、佐山、大海、秋穂、串山、黒湯、岩倉、土路石川、万年、井関川、黒谷

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標面積
個人経営体	水稲+大豆+小麦 +作業受託	10.0	水稲 = 6.0ha 小麦 = 4.0ha 大豆 = 4.0ha 水稲基幹作業受託6ha（延べ）	71	320
	水稲+キャベツ +たまねぎ	10.5	水稲 = 7.5ha キャベツ=3.0ha たまねぎ=0.6ha		
	いちご	0.6	山口型高設=5,000㎡ 苗床 = 1,200㎡		
	トマト（促成）	0.4	ハウス = 4,000㎡		
	かんきつ	2.2	極早生=0.1ha 早生=0.2ha 中生=0.4ha 普通=0.6ha せとみ=0.5ha 南津海=0.4ha		
	酪農+水稲	8.8	経産牛=40頭 搾乳牛=34頭 育成牛=13.6頭 飼料作物=13.6ha（延べ） 水稲 = 2.0ha		
	肉用牛（繁殖）+水稲	4.9	繁殖牛=30頭 子牛 = 24頭 飼料作物=5.8ha（延べ） 水稲 = 2.0ha		
	肉用牛（肥育）+水稲	3.0	肥育牛（肉専用種）=100頭 飼料作物=2.0ha（延べ） 水稲 = 2.0ha		

	営農類型	目標規模	作目構成	経営体数	流動化目標面積
団体経営	水稲+小麦+大豆 +飼料米	35.0	水稲 = 21.0ha 小麦 = 10.0ha 大豆 = 11.0ha 飼料米 = 3.0ha	33	800
	水稲+小麦+大豆 +たまねぎ+飼料米	35.0	水稲 = 21.0ha 小麦 = 6.0ha 大豆 = 10.0ha たまねぎ = 2.0ha 飼料米 = 4.0ha		
	水稲+大豆+たまねぎ +キャベツ	35.0	水稲 = 21.0ha 大豆 = 12.0ha たまねぎ = 1.5ha キャベツ = 2.5ha		
	水稲+小麦+ばれいしょ +飼料米	35.0	水稲 = 21.0ha 小麦 = 8.0ha ばれいしょ = 5.0ha （春作2.5ha+秋作2.5ha） 飼料米 = 3.5ha		
	ばら（周年）	3.0	ハウス=30,000㎡		

営農類型等は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」

経営体数は「認定農業者数」

目標面積は「農業経営改善計画認定申請書」の目標面積を集計

第4（農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画）

（2） 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、地域計画の策定を通じ関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を営む者へ、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握、検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずるとともに、中山間地域や担い手不足地域では、中小、家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体を含め、放牧利用や省力栽培による保全等の取組を進める。

ア 北部、中部地区

北部、中部地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で増加傾向にある耕作放棄地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度に取り組みよう指導、助言を行う。

イ 南部地区

南部地域においては、ほ場整備が進められており、ほ場区画の大型化による高効率な生産基盤条件の形成を生かすため、地域計画推進事業を重点的に実施する。特に、換地と一体的な利用権設定を促進し、土地改良区の主体的な取組によって、担い手が連担的な条件下で、効率的な生産が行われるように取り組む。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市は、将来の山口市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、山口県農業協同組合、市農業委員会、山口県山口農林水産事務所、やまぐち農振振興公社（以下「関係機関」という。）が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うことができるよう、山口中央地域農業再生協議会、防府徳地地域農業再生協議会、山口宇部地域農業推進協議会（以下「各地域農業再生協議会」という。）において、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため、徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農業者に対して主に山口県農業協同組合、山口県山口農林水産事務所が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自

第4（農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画）

らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、意欲的な農業者に対しては、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を作成する上での「農業を担う者」に位置づけ、利用権の設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、集団化、連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮のうえ効率化、高度化を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者、及び基盤法第14条の4の規定による青年等就農計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者、認定新規就農者の育成、集落営農の組織化、法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化、法人化に取り組めるよう指導、助言を行う。

このような農地貸借による経営規模拡大とあわせて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農用地利用改善団体等と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、あわせて集約的な経営展開を助長するため、山口県山口農林水産事務所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体としての重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に即した生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である阿東地域、徳地地域、仁保地区、小鯖地区及び鑄銭司地区、農地の一体的管理を行う主体として生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化、法人化を進めて特定農業法人の設立を図る。

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化、法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加、協力を促進する。

第4（農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画）

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他の農家にも基盤法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、これらの取組については、農業者等による協議を踏まえ、地域の農業の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画と整合が取れるよう推進する。

基盤法第12条の農業経営改善計画の認定制度、基盤法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者、認定新規就農者への集積はもとより、その他の支援措置についても、集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業経営の規模拡大、農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るにあたっては、山口市森林・林業ビジョンに基づく林業施策等との連携、調整を図りながら実施するとともに、農業と林業の一体的な振興に取り組む。

第5 農業近代化施設の整備計画

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、農業就業人口の減少及び高齢化、兼業化による農業の担い手不足が深刻化しており、また、ほ場整備や集落営農の遅れ、個別完結型の営農形態による機械の過剰投資等、農業生産構造において多くの問題に直面している。このような状況の中で、今後の農業構造改革に対応し経営の安定と生産の拡大を図るために、農業生産基盤の整備や担い手の確保・育成の対策等と一体的な生産体制の構築を進める必要がある。

そのため、地域の生産構造や山口産農産物の販売戦略に即した近代的な施設・機械等の整備を推進し、農業生産や流通における省力化、効率化、合理化を図る。

(1) 水稻、麦、大豆類

中核経営体や認定農業者、生産組織などの担い手に農用地の利用集積を進めながら、効率的生産に向けた施設整備に取り組むことで、生産コストの低減を図る。

(2) 野菜

育苗については、労力の軽減、良質苗を供給するため、育苗施設の有効利用を図り、苗生産と供給体制の確立を図る。

露地野菜については、省力化を図り作付け規模を拡大するため、機械化一貫体系の確立を目指す。施設野菜については、生産量の確保及び施設の団地化を進めるとともに、労力軽減につながる新技術の導入に努めるとともに、栽培管理施設の設置を検討する。また、需要に応じた流通出荷体制を強化するため、集出荷貯蔵施設の利用拡大を促進する。

(3) 花き

施設の団地的整備、高度化に努め、生産性の向上と規模の拡大や技術の向上を図る。また、販売流通面では、集出荷施設の拠点整備等を検討するなど流通の改善を図る。

(4) 果樹

高品質果実の安定生産や気象災害への対応強化のため、防霜ファン、強化果樹棚、防風ネット、防蛾灯等の施設整備に努めるほか、優良品種・系統への更新、雨除け栽培施設の整備に努める。また、販売流通面では、共販体制の強化により安定供給体制を整備するとともに、観光農園や直販施設等の整備により多様な販路の確保に努める。

(5) 畜産

耕種農家との連携を密にし、飼料作物の生産拡大を図るため、それに関連する機械と施設の整備に努める。また、家畜排せつ物による周辺環境の悪化を防止するため、堆肥製造供給施設の整備を検討するなど、畜産環境の改善と土づくりの推進を図る。

さらには、酪農において企業的経営農家の育成を図るため、畜舎等の施設整備

を図る。

2 農業近代化施設整備計画

現在、具体的な農業近代化施設を整備する計画はない。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

農業近代化施設の整備にあたっては、山口市森林・林業ビジョンに基づく林業施策等との連携、調整を図りながら実施する。

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市は、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があることから、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

具体的な経営の指標については、本市及び周辺地域の優良な農業経営の事例や他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割以上の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得175万円以上）の確保を目標とする。

また、平成12年度（2000年度）に設置した山口市徳地新規就農者技術習得支援施設があり、当該施設を活用することで、栽培技術や農業経営を行う上で必要な知識を習得することができることから、新たな施設整備計画はないが、新規就農希望者のニーズに合わせた研修内容や施設運営を行うことで次代の農業を担う青年就農者の確保・育成に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

現在、具体的な農業就業者育成・確保施設を整備する計画はない。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

(1) 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、山口市徳地農業公社や山口県農業協同組合、県の施設（農大等）での実践的研修、担い手としての能力を十分に発揮させるため「やまぐち就農支援塾」等の研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、1に示す多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、農業体験の実施等の支援を行う。

(2) 就農等希望者の受入から定着に向けたサポートの考え方

就農の受入から定着に向けて、関係機関と連携して新たに農業を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材からの様々な相談に対応するための相談対応、情報提供など必要となるサポートを行う。

また、本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援

策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関の役割分担・連携

本市は、関係機関と連携しつつ、就農希望者等に向けた情報提供及び就農相談については、山口県農業会議、やまぐち農林振興公社や県農業振興課、技術や経営ノウハウについての習得については、山口県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては山口県山口農林水産事務所、山口県農業協同組合、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については市農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら必要に応じた各種取組を進める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業を担うべき者の育成・確保施設の施策の推進にあたっては、山口市森林・林業ビジョンに基づく林業施策等との連携・調整を図りながら実施する。

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の令和2年（2020年）の総農家数は4,736戸で、平成27年（2015年）の5,989戸に比べて約21%減少している。令和2年（2020年）の内訳は、販売農家が2,845戸（約60%）、自給的農家が1,891戸（約40%）となっている。令和2年度（2020年度）に実施した基礎調査において兼業農家の農業以外の就業状況について調査したところ、従業地全体に占める市内の割合は、72.7%と大部分を占めている。勤務形態別の状況は、恒常的勤務が68.6%、自営兼業が9.6%、出稼ぎが0.4%、日雇・臨時雇いが13.7%となっている。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と均衡する年間労働時間（主たる従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者一人あたりの年間農業所得350万円程度）を確保することができるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域における農業生産の中心となるような農業構造を確立していくことを目指す。

I	II	市町村内			市町村外			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	林業・水産業等	9	0	9	2	1	3	11	1	12
	建設業・製造業等	68	7	75	51	2	53	119	9	128
	小売業・金融保険業・サービス業・公務員等	130	41	171	66	5	71	196	46	242
	その他	40	23	63	12	3	15	52	26	78
	計	247	71	318	131	11	142	378	82	460
自営兼業	林業・水産業等	4	0	4	0	0	0	4	0	4
	建設業・製造業等	16	3	19	5	2	7	21	5	26
	小売業・金融保険業・サービス業・公務員等	16	3	19	5	3	8	21	6	27
	その他	7	0	7	0	1	1	7	1	8
	計	43	6	49	10	6	16	53	12	65
出稼ぎ	林業・水産業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業・製造業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小売業・金融保険業・サービス業・公務員等	0	0	0	1	1	2	1	1	2
	その他	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	計	1	0	1	1	1	2	2	1	3
日雇・臨時雇	林業・水産業等	2	0	2	0	0	0	2	0	2
	建設業・製造業等	10	1	11	6	0	6	16	1	17
	小売業・金融保険業・サービス業・公務員等	21	22	43	3	2	5	24	24	48
	その他	12	9	21	3	2	5	15	11	26
	計	45	32	77	12	4	16	57	36	93
その他	林業・水産業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業・製造業等	3	1	4	1	0	1	4	1	5
	小売業・金融保険業・サービス業・公務員等	3	3	6	0	0	0	3	3	6
	その他	20	13	33	7	2	9	27	15	42
	計	26	17	43	8	2	10	34	19	53
総計		362	126	488	162	24	186	524	150	674

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営体や「やまぐち就農支援塾」等での実践的研修、山口市徳地農業公社や農業協同組合での実践的研修、担い手としての能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者・非農家等の労働力の活用システムを整備する。

あわせて、地域資源の利用による加工及び販売施設やレストラン等の整備を支援し、地場農産物の高付加価値化を図るとともに、都市農村交流を活発化させ新たな雇用の場を創設することにより、農業従事者の安定的な就業を促進する。

3 農業従事者就業促進施設

現在、具体的な農業従事者就業促進施設を整備する計画はない。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

農業従事者の安定的な就業の促進にあたっては、山口市森林・林業ビジョンに基づく林業施策等との連携・調整を図りながら実施する。

第8 生活環境施設の整備計画

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農業を経済基盤とする地域内では、今後も総農家数の減少や高齢化が進むと予想される。こうした中、生活環境施設の整備にあたっては、優良農地の確保に十分配慮することを基本としつつ、地域住民の合意による協定等により、集落道や排水施設、集会施設、公園緑地施設等の有効活用と適切な管理を図るとともに、農村の生活環境の安全性・保健性・利便性・快適性・文化性を考慮し、生活環境の保全を目指す。

また、将来良好な農業生産を維持していくことが困難と予想される地区や、都市的な土地利用と混住な状況にある地区においては、地域の自然条件などの農村の持つ機能を意識しながら、ほ場整備事業をはじめとした農業農村整備事業による生産基盤整備と多面的機能発揮促進事業を効果的に推進するとともに、「山口市農山村エリア居住促進計画」による移住・定住の誘導により、個性豊かな農村として望ましい生産環境や定住環境の実現を目指していく。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置及び規模	利用の範囲	対図番号	備考
—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

生活環境施設の整備にあたっては、山口市森林・林業ビジョンと連携・調整を図りながら実施するものとし、森林の管理・保全体制を強化するとともに、地球環境温暖化の防止や水源涵養といった、森林の公益的機能の向上を図る。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

その他の施設の整備に係る事業の実施にあたっては、優良農地の確保に十分配慮することを基本としつつ、「山口市第二次総合計画」及び各分野別計画等に位置づけられた各種事業との連携・調整を図りながら、効果的な事業の推進を図る。

第9 付 図

第9 付 図

別 添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図3号）

別記 農用地利用計画

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の「区域の範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
アー①	山口地域仁保地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー②	山口地域小鯖地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー③	山口地域宮野地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー④	山口地域吉敷地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー⑤	山口地域平川地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー⑥	山口地域陶地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー⑦	山口地域鑄銭司地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー⑧	山口地域名田島地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー⑨	山口地域秋穂二島地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー⑩	山口地域嘉川地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
アー⑪	山口地域佐山地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
イー①	小郡地域下郷地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
イー②	小郡地域上郷地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
ウー①	秋穂地域大海地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
ウー②	秋穂地域秋穂地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
ウー③	秋穂地域串山地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
ウー④	秋穂地域黒瀉地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
エー①	阿知須地域岩倉地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
エー②	阿知須地域土路石川地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
エー③	阿知須地域万年地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
エー④	阿知須地域井関川地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
エー⑤	阿知須地域黒谷地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	

地区・区域 番号	区域の範囲	除外する土地	備考
オー①	徳地地域出雲地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
オー②	徳地地域八坂地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
オー③	徳地地域袖野地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
オー④	徳地地域島地地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
オー⑤	徳地地域串地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
カー①	阿東地域嘉年地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
カー②	阿東地域徳佐地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
カー③	阿東地域地福地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
カー④	阿東地区生雲地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	
カー⑤	阿東地域篠生地区の区域	土地利用計画図（付図1号）に無着色表示の土地	

※農用地利用計画の現況農用地等に係る農用地区域の表示に当たっては、情報共有の円滑化、情報の正確性の向上、情報管理の効率化等の観点から、地番調書と平面図をデジタル化して管理している。

イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

本計画において、現況農用地等から隔絶して、飛地的に存在する現況森林、原野等のうち将来農用地等として利用すべき土地はない、

別記（農用地利用計画）

（2）用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。また、特別な用途区分は、通常の用途区分に続いて、その細分する特別な用途を（ ）書きで記載している。

地区・区域番号	用途区分
ア－①	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ア－②	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ア－③	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ア－④	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ア－⑤	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域
ア－⑥	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域
ア－⑦	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域 採草放牧地：土地利用計画図（付図1号）に緑色で表示された区域
ア－⑧	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ア－⑨	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ア－⑩	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ア－⑪	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
イ－①	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域
イ－②	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ウ－①	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ウ－②	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ウ－③	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
ウ－④	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
エ－①	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
エ－②	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
エ－③	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
エ－④	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
エ－⑤	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域

地区・区域番号	用途区分
オー①	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域 農業用施設用地：土地利用計画図（付図1号）に橙色で表示された区域
オー②	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
オー③	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
オー④	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
オー⑤	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
カー①	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
カー②	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域 採草放牧地：土地利用計画図（付図1号）に緑色で表示された区域
カー③	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域
カー④	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域 採草放牧地：土地利用計画図（付図1号）に緑色で表示された区域
カー⑤	農地：土地利用計画図（付図1号）に黄色で表示された区域 （高生産性農業地域） 土地利用計画図（付図1号）に青色で表示された区域

※1 農用地利用計画の用途区分の表示に当たっては、情報共有の円滑化、情報の正確性の向上、情報管理の効率化等の観点から、地番調書と平面図をデジタル化して管理している。

※2 各区域に存在する小規模の農業用施設用地は、図示せずデジタル化された地番調書に情報掲載し管理している。